

さくら UTOPIA クラウド  
IaaS サービス利用規約

－ 第 9. 0 版 －

株式会社さくらケーシーエス

# さくら UTOPIA クラウド IaaS サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用範囲)

1. 株式会社さくらケーシーエス (以下「当社」といいます。) は、さくら UTOPIA クラウド IaaS サービス利用規約 (以下「本利用規約」といいます。) に基づき、さくら UTOPIA クラウド IaaS サービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します。
2. 本利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が本利用規約に優先して適用されるものとします。

### 第2条 (定義)

本利用規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
利用契約等	利用契約および本利用規約
契約者	本利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
契約者等	契約者および認定利用者
認定利用者	当社が契約者の関連会社 (契約者と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する会社) または取引先 (仕入先もしくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者) と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
仕様書	さくら UTOPIA クラウド IaaS サービス仕様書
契約者設備	本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
本サービス用設備等	本サービス用設備および本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
消費税等	消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
ユーザー I D	契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
パスワード	ユーザー I D と組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
初回サービス提供開始日	新規の利用契約に基づき、当社より契約者に対して本サービスの提供が開始された日

### 第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

### 第4条 (本利用規約の変更)

1. 当社は、本利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は前項の変更を行う場合は、本サービスの一般公開用ホームページ上に表示することにより行うものとし、表示後1か月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなされるものとします。なお、契約者は変更後の新利用規約の内容を知るために、本サービスの一般公開用ホームページを定期的に確認するものとします。

### 第5条 (権利義務譲渡の禁止)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

### 第6条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第7条（準拠法）

利用契約の成立、履行および効力、利用契約等の解釈に関する準拠法は日本法とします。

## 第8条（協議等）

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、当社と契約者が誠意をもって協議のうえ解決することとします。なお、利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 契約の締結等

### 第9条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、本利用規約の内容に同意のうえ、かかる申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本利用規約の内容に同意しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の更新申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者および契約者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申込書または更新申込書に対し、承諾しないことができます。
  - (1) 本サービスを含む当社のサービスの料金、費用、割増金または遅延損害金の支払を怠り、または怠るおそれがあると判断したとき
  - (2) 当社のサービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
  - (3) 利用申込書または更新申込書に虚偽の記載があったとき
  - (4) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき
  - (5) 第34条（反社会的勢力の排除）の反社会的勢力または、第34条第1項各号のいずれかに該当し、または第34条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明したとき
  - (6) 前各号に定めるほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が不相当と判断したとき
4. 当社は、利用申込書または更新申込書の承諾後であっても、契約者等が前項のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがあります。

### 第10条（認定利用者による利用）

契約者は、当社があらかじめ書面または当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

### 第11条（変更通知）

1. 契約者は、その商号または名称、本店所在地または住所、連絡先その他利用申込書の契約者に関わる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の1か月前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### 第12条（一時的な中断および提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用の設備等の保守を緊急に行う場合
  - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - (4) 契約者等と第三者の間で紛争が生じた場合
  - (5) 本サービスの利用に伴い、契約者等の責に帰すべき事由で第三者からクレーム等の請求が、当社に対しなされた場合
  - (6) 当社に対し、契約者等に係るクレーム、請求等がなされ当社の業務に支障をきたすと当社が判断した場合
  - (7) 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
  - (8) 申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (9) 契約者等が利用料金未払その他利用契約等に違反した場合
  - (10) 前各号に掲げる事項のほか、利用契約等の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をした場合
  - (11) 契約者等または第三者に迷惑や不利益を与える場合
  - (12) 伝染病、感染症の流行により、人員が確保できず、業務の運営ができないと当社が判断した場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者にその15日前までに通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。ただし、前項第1号に該当する場合は前項の定めに基づき中止するものとします。
3. 当社は、契約者等が第17条（当社による利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者等または第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、第1項第4号から第11号により損害を被った場合、契約者に損害額を請求できるものとします。

#### 第13条（利用期間）

本サービスの利用期間は、本サービスの初回サービス提供開始日を含む月から起算して7か月目の末日までとし、この期間を本サービスの最低利用期間とします。ただし、当社が定める方法により期間満了1か月前までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用期間は期間満了日の翌日からさらに1か月自動的に延長されるものとし、以後もまた同様とします。

#### 第14条（最低利用期間内の解約）

契約者は、前条（利用期間）の最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第16条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額およびその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

#### 第15条（利用契約の更新）

契約者は、本サービス内容（種類、内容、利用料金およびその他利用契約内容）の変更が必要となし、更新申込書にて申込み、当社が内容を精査し受理通知したことにより、更新できるものとします。また、更新後の利用料金の支払に関しては、第25条（利用料金の支払義務）に基づき支払うものとします。

#### 第16条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、解約希望日の1か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合、または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より1か月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払の利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、ただちにこれを支払うものとします。

#### 第17条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、契約者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知または催告を要することなく利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) ユーザーID、パスワードを不正に利用した場合
  - (2) 本サービスの運用を妨害した場合
  - (3) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った場合
  - (4) 利用申込書、更新申込書その他通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあった場合
  - (5) 支払を遅延した場合または支払を拒否した場合
  - (6) 支払停止または支払不能となった場合
  - (7) 手形または小切手が不渡りとなった場合
  - (8) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (9) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する破産手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき、信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (10) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき、または転廃業しようとした場合
  - (11) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
  - (12) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (13) 本利用規約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解除があった場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

#### 第18条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 廃止日の12か月前までに契約者に通知した場合。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
  - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、理由のいかんを問わず、第1項の通知を行うことにより本サービスの廃止等により契約者等が被った損害について一切免責されるものとします。

#### 第19条（利用契約終了後の処理）

1. 契約者等は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後、ただちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後、ただちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

### 第3章 サービス

#### 第20条（本サービスの種類と内容）

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類およびその内容は、仕様書に定めるとおりとし、契約者等が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。
2. 当社は、本サービスの種類およびその内容を変更することがあります。このとき、契約者は、当該サービスの種類およびその内容の変更があることを了承するものし、本サービスの種類および内容は、変更後の内容となるものとします。
3. 当社は、前項の変更により契約者との利用契約に反映される場合は15日間の予告期間において、変更後の本サービスの種類およびその内容を契約者に通知するものとします。
4. 契約者等は、以下の事項を含む本利用規約の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
  - (1) 第39条（免責）第1項に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
  - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は、一切その責を免れること
5. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の各号については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者等へ提供されないものとします。
  - (1) ソフトウェアおよびハードウェアに関する問合せならびに障害対応等
  - (2) 磁気テープ媒体、フロッピディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
  - (3) 本サービスに係るデータの内容、変更等に関する問合せ
6. 契約者等は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

#### 第21条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

#### 第22条（サポート）

当社は、仕様書に定めるサポートサービスを利用契約に基づき契約者等に対して提供するものとします。

#### 第23条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第40条（秘密情報の取扱い）および第41条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### 第4章 利用料金

#### 第24条（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙に定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金とは別途に契約者と当社間で金額を定める必要がある場合は、契約者と当社間にて別途必要書面を準備し、当該書面において利用料金を定めるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用料金、算定方法等を変更することがあります。このとき、契約者は、利用料金、算定方法の変更があることを了承するものとし、本サービスの利用料金は、当該変更後の内容となるものとします。
4. 当社は、前項の変更により契約者との利用契約に反映される場合は、15日間の予告期間において、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を契約者に通知するものとします。

#### 第25条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して利用契約の終了日までの期間について、別紙

に定める利用料金およびこれに係る消費税等を利用契約等に基づき支払うものとし、なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第12条（一時的な中断および提供停止）第1項第9号の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第12条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれに係る消費税等の支払を要します。

#### 第26条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金およびこれに係る消費税等を、次の各号に記載の支払条件に基づき、当社に支払うものとし、なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
  - (1) 初期導入料金：本サービスの提供を開始した月の翌月末までにこれに係る消費税とともに、請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとし、
  - (2) 月額利用料金：毎月の月額料金を翌月末までにこれに係る消費税額とともに、請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとし、
2. 契約者と金融機関との間で前項の利用料金の決済をめぐって紛争が生じた場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第27条（支払遅延損害金）

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を支払遅延損害金として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとし、
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

### 第5章 契約者等の義務等

#### 第28条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理し、解決するものとし、契約者等が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとし、
3. 契約者は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとし、

#### 第29条（利用責任者）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定め、第9条（利用契約の締結等）所定の利用申込書に記載して当社に通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとし、
2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、当社所定の更新申込書に記載して更新申込書を行い、速やかに通知するものとし、

#### 第30条（本サービス利用のための設備設定、維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとし、
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備を本サービスに接続するものとし、
3. 契約者設備、前項に定める本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者等に対して本サービスの提供の義務を負わないものとし、
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等、必要な行為を行うことができます。

#### 第31条（ユーザーIDおよびパスワード）

1. 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除き、ユーザーIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとし、ユーザーIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者のユーザーIDおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなす

ものとしします。

2. 第三者が契約者のユーザーIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとしします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとしします。ただし、当社の故意または過失によりユーザーIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

### 第32条（バックアップ）

1. 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については契約者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとしします。
2. 当社は本サービス運用上で必要と判断される範囲においてデータ等をバックアップするものとししますが、契約者に対し、データ等を保証するものではないものとしします。
3. 当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切の責任を負わないものとしします。

### 第33条（禁止事項）

1. 契約者等は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとしします。
  - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
  - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
  - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
  - (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
  - (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (12) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、ただちに当社に通知するものとしします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとしします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供もしくは伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

### 第34条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（併せて、以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為





### 第38条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者および当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

### 第39条（免責）

1. 当社は、本サービスに関して発生した契約者等または第三者のいかなる損害（逸失利益および第三者から契約者等に対してなされたクレーム、損害賠償請求等に基づく損害を含みます。）についても、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの利用に遅延または中断（前条「本サービス用設備等の障害等」の中断を含みますが、これに限りません。）、サイバー攻撃等の第三者からの作用のほかが生じても補償の責任を一切負わないものとし、契約者等および第三者が被った損害（逸失利益を含みます。）に関し、何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、サーバーに収録、蓄積された情報の消失または毀損に関して何らの責任も負わないものとします。

## 第7章 秘密情報等の取扱い

### 第40条（秘密情報の取扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏えいしないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく、すでに保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を体化した資料等（本条において、以下「資料等」といいます。）を複製または改変（併せて、本項において以下「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、秘密情報の提供を受けた当事者は、第23条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、秘密情報の提供を受けた当事者は、再委託先に対して、本条に基づき自己が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとします。

### 第41条（個人情報の取扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。具体的には、契約者に関する情報であって、企業名、契約者氏名、従業員氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス、その他属性情報、その他利用に関する情報、およびサービス利用履歴その他サービス利用に関する情報をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏えいしないものとする

ともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、前条（秘密情報の取扱い）第2項から第6項の規定を準用するものとしますが、第4項のなお書きは準用しないものとします。

## 第8章 その他

### 第42条（損害賠償）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんを問わず、本サービスまたは利用契約等に関して、当社は契約者等に対して一切の責任を負わないものとします。

### 第43条（サービスレベル）

1. 当社は、仕様書記載の「サービスレベル目標」（以下「サービスレベル目標」といいます。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
2. 当社は、サービスレベル目標を随時変更することがあります。なお、この場合には、サービスレベル目標の内容は、変更後の新サービスレベル目標を適用するものとします。
3. 当社は、前項の変更を行う場合は、1か月間の予告期間において、変更後の新サービスレベル目標の内容を契約者に通知するものとします。
4. サービスレベル目標に記載するサービスレベル目標値を下回った場合でも当社は、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
5. サービスレベル目標は、利用契約等で除外されている一切のサービスおよび免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

### 第44条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、伝染病・感染症への対応、サイバー攻撃、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他当社の責めに帰することができない事由による利用契約または個別の契約の全部または一部（金銭債務を除きます。）の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議のうえ、復旧するための最善の努力をするものとします。

### 第45条（存続条項）

本条、第6条（合意管轄）、第7条（準拠法）、第10条（認定利用者による利用）、第11条（変更通知）第2項、第12条（一時的な中断および提供停止）第4項および第5項、第18条（本サービスの廃止等）第2項、第20条（本サービスの種類と内容）第4項第2号、第26条（利用料金の支払方法）第2項、第28条（自己責任の原則）第2項、第32条（バックアップ）第3項、第35条（認定利用者の遵守事項等）第1項第5号、第39条（免責）、第40条（秘密情報の取扱い）、第42条（損害賠償）の規定は、終了事由のいかんを問わず利用契約の終了後もなお有効に存続するものとします。